

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領（以下「実施要領」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、新型コロナウイルス感染症に対する感染対策と日常生活及び経済社会活動の継続の両立を図るため、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組のために検査を必要とする無症状者、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民等への無料検査（以下「無料検査」という。）を行う実施事業者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は次に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものとし、補助率及び補助限度額は別表1、別表2のとおりとする。

- 一 無料検査の開始に当たっての初期投資に要する経費
- 二 無料検査の実施に要する経費

(対象事業者等)

第4条 本補助金の交付を受けることができる実施事業者及び事業については、実施要領に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、実施事業者又はその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付を受けることができない。

- 一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）
- 二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- 三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(計画の提出)

第5条 第3条第1号の経費に係る本補助金の交付を受けようとする実施事業者は、当該経費を支出しようとするときは、あらかじめ検査体制整備計画書（様式第1号）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

(計画の確認)

第6条 知事は、前条の規定による検査体制整備計画書の提出があった場合に、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該実施事業者に対し検査体制整備計画に係る確認通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 前2条の規定は、前条の規定による確認を受けた計画の変更について準用する。

(交付申請)

第8条 実施事業者が、本補助金の交付を受けようとするときは、四半期(4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)ごとに、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。ただし、第3条第1号の経費に係る本補助金の交付については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、実施事業者は、書面によりあらかじめ知事に申し出て、その承諾を得た場合は、各月ごとに申請書を知事に提出することができる。
- 3 第1項本文及び前項の交付申請書は、当該四半期終了後10日以内(前項の規定により各月ごとに提出する場合は、翌月10日まで)に知事に提出しなければならない。当該期限が、閉庁日であるときは、その翌開庁日を期限とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第4四半期(1～3月)又は3月分については、3月31日を期限とする。

(交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合に、その内容を審査し、適当と認めるときは、本補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該実施事業者に対し新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 前条の規定による通知を受けた実施事業者(以下「補助事業者」という。)は、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金請求書(様式第5号)により速やかに知事に対し本補助金の支払を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により適正な請求書の提出があったときは、速やかに当該補助事業者に対し本補助金を支払わなければならない。

(指示事項の遵守)

第11条 実施事業者は、報告を求めるなど本補助金の交付に関し知事が必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助事業者がこの要綱又は実施要領の規定に違反したと認めるときは、

補助事業者に対し、交付した本補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、補助事業者は速やか本補助金の返還に応じなければならない。
(財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、本補助金により取得し、又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産（取得価格の単価又は効用の増加額が50万円（消費税及び地方消費税を除く。）未満のものを除く。）を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数を経過している場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、当該財産を処分することにより補助事業者が得る利益を返還させる等必要があると認めるときは、知事は、交付した本補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、補助事業者は速やかに本補助金の返還に応じなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業完了後も本補助金により取得し、又は効用を増加させた財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 補助事業者は、本補助金により取得し、又は効用を増加させた財産について、台帳を設け、当該財産の保管状況を明らかにしておかななければならない。

(補助事業の経理)

第14条 補助事業者は、補助事業の経理について他の事業の経理と明確に区分し、その収支を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(仕入控除税額の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることができる。

- 3 前項の場合において、補助事業者は速やかに当該金額を納付しなければならない。

(経由)

第16条 知事は、この要綱に定める申請書等の提出、通知書等の送付等について、知事が指定する者を経由させることができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 令和5年11月7日までに第8条第1項及び同条第2項の交付申請書の提出があった場合は、この要綱の施行の際、現になされているものを含め第8条第3項及び同条第4項の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 4 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定に基づく交付決定及び額の確定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表1 (第3条関係)

補助事業の内容	補助率	補助限度額
無料検査の開始に当たっての初期投資 に要する経費 ※1、2	10/10	1事業所あたり1,300,000円(税込)
無料検査の実施に要する経費		
【令和3年12月30日までに仕入れたキットを使用した場合】		
※②各種経費等については、令和3年12月30日までに仕入れたキットを使用し、かつ 令和4年8月31日までに検査を実施した場合に適用する。(令和4年9月1日以降に検査を実施した場合は別表2のとおり)		
(1) PCR検査等	10/10	検査1回あたり①+②の合計額 ①検査キット原価 (キット代、検査費用、送料を含む。) 8,500円(税込) ②各種経費等 一律3,000円(税込)
(2) 抗原定性検査		検査1回あたり①+②の合計額 ①検査キット原価(キット代) 3,500円(税込) ②各種経費等 一律3,000円(税込)
【令和3年12月31日から令和4年3月31日までに仕入れたキットを使用した場合】		
※②各種経費等については、令和3年12月31日から令和4年3月31日までに仕入れたキットを使用し、かつ 令和4年8月31日までに検査を実施した場合に適用する。(令和4年9月1日以降に検査を実施した場合は別表2のとおり)		
(1) PCR検査等	10/10	検査1回あたり①+②の合計額 ①-1検査キット原価 (キット代、検査費用、送料を含む。) 8,500円(税込) ※医療機関が他の機関に検査を委託した場合を含む。 ①-2検査キット原価 (キット代、検査費用、送料を含む。) 7,000円(税込) ※①-1に該当しない医療機関 ②各種経費等 一律3,000円(税込)
(2) 抗原定性検査		検査1回あたり①+②の合計額 ①検査キット原価(キット代) 3,000円(税込) ②各種経費等 一律3,000円(税込)

<p>【令和4年4月1日から令和4年6月30日までに仕入れたキットを使用した場合】</p> <p>※②各種経費等については、令和4年4月1日から令和4年6月30日までに仕入れたキットを使用し、かつ令和4年8月31日までに検査を実施した場合に適用する。（令和4年9月1日以降に検査を実施した場合は別表2のとおり）</p>			
	(1) PCR検査等	10/10	<p>検査1回あたり①+②の合計額</p> <p>①-1検査キット原価 （キット代、検査費用、送料を含む。） 8,500円（税込） ※医療機関が他の機関に検査を委託した場合を含む。</p> <p>①-2検査キット原価 （キット代、検査費用、送料を含む。） 7,000円（税込） ※①-1に該当しない医療機関</p> <p>②各種経費等 一律3,000円（税込）</p>
	(2) 抗原定性検査		<p>検査1回あたり①+②の合計額</p> <p>①検査キット原価（キット代） 1,500円（税込）</p> <p>②各種経費等 一律3,000円（税込）</p>
<p>【令和4年7月1日から令和4年8月31日までに仕入れたキットを使用した場合】</p> <p>※②各種経費等については、令和4年7月1日から令和4年8月31日までに仕入れたキットを使用し、かつ令和4年8月31日までに検査を実施した場合に適用する。（令和4年9月1日以降に検査を実施した場合は別表2のとおり）</p>			
	(1) PCR検査等	10/10	<p>検査1回あたり①+②の合計額</p> <p>①検査キット原価 （キット代、検査費用、送料を含む。） 7,000円（税込）</p> <p>②各種経費等 一律3,000円（税込）</p>
	(2) 抗原定性検査		<p>検査1回あたり①+②の合計額</p> <p>①検査キット原価（キット代） 1,500円（税込）</p> <p>②各種経費等 一律3,000円（税込）</p>
<p>【令和4年9月1日以降に仕入れたキットを使用した場合】</p>			
<p>別表2のとおり</p>			

※1 検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所を確保すること。

- ・受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
（パーティション等による検体採取時のみの一時的な区別でも差し支えない。）
- ・当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。

受検者同士が適切な距離をとることができ、また、受検者と検査管理者の間に十分な距離（抗原定性検査の場合は、2メートルを目安とする。）を確保するかガラス窓のある壁等により隔たりを設けていること。なお、必ずしも検査ブースを2以上設ける必要はない。

- ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

※2 次の費用は対象外となる。

- ・用地の取得費用、貸付金、保証金
- ・本事業の実施に関連しない費用

別表2（第3条関係）

補助事業の内容	補助率	補助限度額														
無料検査の実施に要する経費																
<p>【令和4年9月1日以降に仕入れたキットを使用した場合】</p> <p>※（3）各種経費等については、使用したキットの仕入日に関わらず、令和4年9月1日以降に検査を実施した場合に適用する</p>																
(1) PCR検査等	10/10	<p>検査1回あたり①の額</p> <p>①検査キット原価 (キット代、検査費用、送料を含む。)</p> <table border="1" data-bbox="651 479 1031 640"> <thead> <tr> <th>検査件数に応じた区分</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 50件/日以下</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>B 51~100件/日以下</td> <td>5,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>C 100件/日超</td> <td>3,000円(税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>検査件数に応じた区分の判断については、1か月毎に行うこととし、区分ごとの上限件数は次の算定式 i により算出する。</p> <p>算定式 i ※小数点以下は切り捨て(0より大きく1未満の場合は切り上げ)</p> <table border="1" data-bbox="651 734 1449 855"> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>50件×1か月間の営業日数×1か月間のPCR等検査実施件数割合(※)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>100件×1か月間の営業日数×1か月間のPCR等検査実施件数割合</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>Bを超える、1か月間のPCR等検査実施件数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※PCR等検査実施件数割合 =PCR等検査実施件数/(PCR等検査実施件数+抗原定性検査実施件数)</p>	検査件数に応じた区分	補助限度額	A 50件/日以下	7,000円(税込)	B 51~100件/日以下	5,000円(税込)	C 100件/日超	3,000円(税込)	A	50件×1か月間の営業日数×1か月間のPCR等検査実施件数割合(※)	B	100件×1か月間の営業日数×1か月間のPCR等検査実施件数割合	C	Bを超える、1か月間のPCR等検査実施件数
検査件数に応じた区分		補助限度額														
A 50件/日以下		7,000円(税込)														
B 51~100件/日以下	5,000円(税込)															
C 100件/日超	3,000円(税込)															
A	50件×1か月間の営業日数×1か月間のPCR等検査実施件数割合(※)															
B	100件×1か月間の営業日数×1か月間のPCR等検査実施件数割合															
C	Bを超える、1か月間のPCR等検査実施件数															
(2) 抗原定性検査		<p>検査1回あたり①の額</p> <p>①検査キット原価(キット代) 1,500円(税込)</p>														
(3) 各種経費等		<p>検査1回あたりの①の額</p> <p>①無料検査の実施に要する各種経費等((1)①、(2)①を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="651 1061 1031 1223"> <thead> <tr> <th>検査件数に応じた区分</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D 50件/日以下</td> <td>2,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>E 51~100件/日以下</td> <td>1,800円(税込)</td> </tr> <tr> <td>F 100件/日超</td> <td>1,100円(税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>検査件数に応じた区分の判断については、1か月毎に行うこととし、区分ごとの上限件数は次の算定式 ii により算出する。</p> <p>なお、検査件数とは1か月間のPCR等検査と抗原定性検査の総実施件数を指す。</p> <p>算定式 ii</p> <table border="1" data-bbox="651 1308 1031 1464"> <tbody> <tr> <td>D</td> <td>50件×1か月間の営業日数</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>100件×1か月間の営業日数</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>Eを超える、検査件数</td> </tr> </tbody> </table>	検査件数に応じた区分	補助限度額	D 50件/日以下	2,500円(税込)	E 51~100件/日以下	1,800円(税込)	F 100件/日超	1,100円(税込)	D	50件×1か月間の営業日数	E	100件×1か月間の営業日数	F	Eを超える、検査件数
検査件数に応じた区分	補助限度額															
D 50件/日以下	2,500円(税込)															
E 51~100件/日以下	1,800円(税込)															
F 100件/日超	1,100円(税込)															
D	50件×1か月間の営業日数															
E	100件×1か月間の営業日数															
F	Eを超える、検査件数															

岡山県知事 殿

提出者 住所 :
 名称（氏名） :
 代表者氏名 :

検査体制整備計画書

【 新規 ・ 変更 】 ※いづれかに○

新型コロナウイルス感染症にかかる無料検査事業を実施したいので、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱第5条（第7条）の規定により、次のとおり検査体制整備計画を提出します。

事業所名	
所在地	
事業開始 予定日	令和 年 月 日

※事業所ごとに作成してください。

No.	経費内容	単価 (税込)	数量	計	購入予定日
1				¥0	
2				¥0	
3				¥0	
4				¥0	
5				¥0	
6				¥0	
7				¥0	
8				¥0	
9				¥0	
10				¥0	
合計（税込）				¥0	

※適宜行を追加してください。

（添付資料）

- ・ 事業所内の実施場所を示す図面

（留意事項）

- ※ 無料検査の開始に当たっての初期投資に要する経費の補助限度額は、1事業所あたり130万円（税込）となります。
 仮に、上記合計額が130万円（税込）を超えた場合でも、補助金額は130万円（税込）となります。
- ※ 特に高額な備品については、リースでの整備を基本とします。
- ※ 検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所を確保してください。
 - ・ 受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
 （パーティション等による検体採取時のみの一時的な区別でも差し支えない。）
 - ・ 当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。
 （受検者同士が適切な距離をとることができ、また、受検者と検査管理者の間に十分な距離（抗原定性検査の場合は、2メートルを目安とする。）を確保するかガラス窓のある壁等により隔たりを設けていること。なお、必ずしも検査ブースを2以上設ける必要はない。）
 - ・ 十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。
- ※ 次の費用は、対象外となります。
 - ・ 用地の取得費用、貸付金、保証金
 - ・ 本事業の実施に関連しない費用

様式第2号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

（実施事業者名）

岡山県知事 伊原木 隆太

検査体制整備計画（変更）に係る確認通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった検査体制整備計画（変更）については、その内容を確認し、適当と認められるので、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり通知します。

記

- （変更前補助対象経費 金 円）
（変更後）補助対象経費 金 円
ただし、補助金額の上限は130万円とする。
- 事業所名
- その他については、令和 年 月 日付けで提出のあった検査体制整備計画書（変更）に記載のとおりとする。

様式第3号（第8条関係） ※無料検査の開始に当たっての初期投資に要する経費に対する
補助金

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金の交付を受けたいので、
新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱第8条の規定に
より、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 検査体制整備実績報告書（別紙①）
- (2) 検査体制の整備のために購入した備品等の支払を証する書類
（請求書、領収書の写し等）
- (3) その他必要書類

様式第3号（第8条関係） ※無料検査の実施に要する経費に対する補助金
（四半期ごとに提出する場合）

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金の交付を受けたいので、
新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱第8条の規定によ
り、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円
【 令和 年度 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 四半期分 】

2 添付書類

(1) 検査費用実績報告書（別紙②）

(2) 検査キット等の仕入日及び仕入額（単価及び数量）が分かる書類

(3) 岡山県新型コロナウイルス感染症無料検査事業週次報告書

※検査申込書及び検査結果通知書の写しは、実施事業者において、補
助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管してく
ださい。

(4) その他必要書類

（留意事項）

- ・ 四半期（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）ごとに提出
してください。

様式第3号（第8条関係） ※無料検査の実施に要する経費に対する補助金
（各月ごとに提出する場合）

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金の交付を受けたいので、
新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱第8条の規定によ
り、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円【令和 年 月分】
- 2 添付書類
 - (1) 検査費用実績報告書（別紙②）
 - (2) 検査キット等の仕入額（単価及び数量）が分かる書類
 - (3) 岡山県新型コロナウイルス感染症無料検査事業週次報告書
※検査申込書及び検査結果通知書の写しは、実施事業者において、補
助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管してくだ
さい。
 - (4) その他必要書類

（留意事項）各月ごとに提出してください。

(別紙①)

令和 年 月 日

申請者 住所 :
名称 (氏名) :
代表者氏名 :

検査体制整備実績報告書

事業所名	
所在地	
事業開始日	令和 年 月 日

※事業所ごとに作成してください。

No.	経費内容	単価 (税込)	数量	計	購入日
1				¥0	
2				¥0	
3				¥0	
4				¥0	
5				¥0	
6				¥0	
7				¥0	
8				¥0	
9				¥0	
10				¥0	
※適宜行を追加してください。				合計 (税込)	¥0

(留意事項)

※ 無料検査の開始に当たっての初期投資に要する経費の補助限度額は、1事業所あたり130万円(税込)となります。

仮に、上記合計額が130万円(税込)を超えた場合でも、補助金額は130万円(税込)となります。

※ 特に高額な備品については、リースでの整備を基本とします。

- ※ 次の費用は、対象外となります。
- ・ 用地の取得費用、貸付金、保証金
 - ・ 本事業の実施に関連しない費用

検査費用実績報告書

1 事業実施期間

- 【令和 年度 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 四半期】
- 【令和 年 月】

2 事業実施場所

事業所名：
所在地：

3 上記1の期間に実施した無料検査の回数（受検者負担の検査回数は含めない）

	ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業		感染拡大傾向時の一般検査事業	
	PCR検査等	抗原定性検査	PCR検査等	抗原定性検査
1回あたり検査キット原価	円	円	円	円
月	回	回	回	回
月	回	回	回	回
月	回	回	回	回

※岡山県新型コロナウイルス感染症無料検査事業週次報告書に記載の数値と一致させてください。

4 交付申請額の内訳（検査費用の積算基礎となる無料検査の回数は上記3と一致させること）

- ① PCR検査等：
<ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業>

<感染拡大傾向時の一般検査事業>
- ② 抗原定性検査：
<ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業>

<感染拡大傾向時の一般検査事業>

【記載例】

① PCR検査等： (7,500円(検査キット原価) + 3,000円(その他各種経費等)) × 20回(期間中の総実施回数)
= 210,000円

② 抗原定性検査： (3,000円(検査キット原価) + 3,000円(その他各種経費等)) × 15回(期間中の総実施回数)
= 90,000円

※事業所ごとに作成し、記載しきれない場合は別紙を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

岡山県指令保医第 号

（実施事業者名）

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金
交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定し、同規則第7条の規定により通知するとともに、同規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を次のとおり確定をしたので通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原 木 隆太

記

1 補助金交付決定額は、金 円とする。

2 補助金の額を、金 円に確定する。

【 令和 年度 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 四半期分 】

※無料検査の実施に要する経費に対する補助金（四半期ごと）の場合

様式第4号（第9条関係）

岡山県指令保医第 号

（登録事業者名）

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金
交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定し、同規則第7条の規定により通知するとともに、同規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を次のとおり確定をしたので通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原 木 隆太

記

- 1 補助金交付決定額は、金 円とする。
- 2 補助金の額を、金 円に確定する。【令和 年 月分】
※無料検査の実施に要する経費に対する補助金（各月ごと）の場合

様式第5号（第10条関係）

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

請求者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金請求書

令和 年 月 日付け、岡山県指令保医第 号で交付決定及び額の確定通知を受けた新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金の支払を受けたいので、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

【 令和 年度 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 四半期分 】

※無料検査の実施に要する経費に対する補助金（四半期ごと）の場合

< 振込先 >

_____銀行 【支店】 _____

_____口座 【口座番号】 _____

【名義】 _____

【カナ】 _____

発行責任者役職・氏名 _____

発行責任者連絡先 _____

担当者役職・氏名 _____

担当者連絡先 _____

様式第5号（第10条関係）

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

請求者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金請求書

令和 年 月 日付け、岡山県指令保医第 号で交付決定及び額の確定通知を受けた新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金の支払を受けたいので、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円 【令和 年 月分】

※無料検査の実施に要する経費に対する補助金（各月ごと）の場合

< 振込先 >

_____銀行 【支店】 _____

_____口座 【口座番号】 _____

【名義】 _____

【カナ】 _____

発行責任者役職・氏名 _____

発行責任者連絡先 _____

担当者役職・氏名 _____

担当者連絡先 _____

様式第6号（第13条関係） ※令和5年4月1日以降に交付決定及び額の確定通知を受けた場合

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令保医第 号で交付決定及び額の確定通知を受けた新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金の対象となった財産を処分したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第20条及び新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

(注)「処分の方法」欄には、使用・譲渡・交換・貸付・担保提供の別を記載のこと。

2 相手方

住 所	名称（氏名）	使用の目的	条 件

様式第6号（第13条関係） ※令和5年3月31日以前に交付決定及び額の確定通知を受けた場合

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令保福第 号で交付決定及び額の確定通知を受けた新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金の対象となった財産を処分したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第20条及び新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

(注)「処分の方法」欄には、使用・譲渡・交換・貸付・担保提供の別を記載のこと。

2 相手方

住 所	名称（氏名）	使用の目的	条 件

様式第7号（第15条関係） ※返還金が0円の場合

※令和5年4月1日以降に交付決定及び額の確定通知を受けた場合

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

報告者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令保医第 号で交付決定及び額の確定通知を受けた新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金（以下「補助金」という。）について、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 要綱第9条に規定する補助金確定額（様式第4号に記載の金額）
金 円
- 2 確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）
金 0 円
- 3 2において要返還相当額が0円となる理由
（※該当するいずれかひとつにチェック）
 - 消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
（→ 添付書類なし）
 - 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
（→ 申告書第3-(3)号様式 又は 第27-(2)号様式の写しを添付）
 - 仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、補助金の使途がすべて「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
〔 → 申告書第3-(1)号様式又は第27-(1)号様式の写し 及び
課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写しを添付 〕
 - 補助金の使途（補助対象経費）がすべて非課税売上に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
（→ 添付書類なし）
 - 特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
〔 → 申告書第3-(1)号様式又は第27-(1)号様式の写し 及び
特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）を添付 〕

様式第7号（第15条関係）※返還金がある場合

※令和5年4月1日以降に交付決定及び額の確定通知を受けた場合

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

報告者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令保医第 号で交付決定及び額の確定通知を受けた新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金について、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 要綱第9条に規定する補助金確定額（様式第4号に記載の金額）
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）
金 円
- 3 添付資料
 - (1) 2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳（別紙）
 - (2) 消費税の確定申告書
（申告書第3-(1)号様式 又は 第27-(1)号様式の写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
（付表2-3 又は 付表2-1 又は 付表2の写し）

様式第7号（第15条関係） ※返還金が0円の場合

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

報告者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令保福第 号で交付決定及び額の確定通知を受けた新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金（以下「補助金」という。）について、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 要綱第9条に規定する補助金確定額（様式第4号に記載の金額）
金 円
- 2 確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）
金 0 円
- 3 2において要返還相当額が0円となる理由
（※該当するいずれかひとつにチェック）
 - 消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
（→ 添付書類なし）
 - 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
（→ 申告書第3-(3)号様式 又は 第27-(2)号様式の写しを添付）
 - 仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、補助金の使途がすべて「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
〔 → 申告書第3-(1)号様式又は第27-(1)号様式の写し 及び 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写しを添付 〕
 - 補助金の使途（補助対象経費）がすべて非課税売上に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
（→ 添付書類なし）
 - 特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
〔 → 申告書第3-(1)号様式又は第27-(1)号様式の写し 及び 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）を添付 〕

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

報告者 住所
名称（氏名）
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令保福第 号で交付決定及び額の確定通知を受けた新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金について、新型コロナウイルス感染症無料検査等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 要綱第9条に規定する補助金確定額（様式第4号に記載の金額）
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）
金 円
- 3 添付資料
 - (1) 2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳（別紙）
 - (2) 消費税の確定申告書
（申告書第3-(1)号様式 又は 第27-(1)号様式の写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
（付表2-3 又は 付表2-1 又は 付表2の写し）